

著作権講座 3 (デジタルデータの扱い)

1 本日のテーマ

前回に引き続き著作権を考慮しながら4画面の物語を完成します。完成した作品を提出すると同時に引用した写真や加工について、その著作者がわかるようにレポートにまとめます。

2 本日の流れ

[1時間目 (コンピュータ室)]

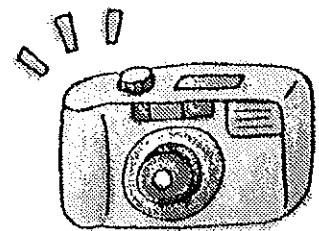
- (1) 4画面の「春、夏、秋、冬」をイメージした作品を写真を用いて完成します。(このとき、引用した作品はの作者や写真の番号をメモします)
- (2) 自分の作成したスライドでクラスの他の生徒に提供して良いものは、サーバーの共有フォルダにコピーします。

[2時間目 (コンピュータ室)]

- (3) 完成した作品を提出すると同時に誰の写真を利用したか、誰のスライドを利用したか明確にし、著作権について考え、レポートを作成します。
- (4) 提出された作品のいくつかをみんなで見ながら「作品の引用」と「加工」などについて著作権を考慮しながら考えます。

3 本日の実習

- (1) 物語のストーリーを考えながら作品をまとめます。(ワークシートの裏面を利用)
- (2) 完成した作品は、サーバーに登録します。
 - ①サーバーSの自分のクラスの「著作権」フォルダに自分のクラス番号(5145-1)を付けて保存します。
- (3) ワークシートの裏面を完成し、提出します。
- (4) 今回の実習を振り返り、他のクラスメイトの作品を見ながら、レポートを完成し、提出します。



1 著作物

著作物とは、「思想又は感情を_____に表現したものであって、
_____の範囲に属するもの」

②著作物の種類

ア 一般の著作物

言語の著作物 : _____
音楽の著作物 : 楽曲、楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物 : 日本舞踊、馬齡、ダンスなど
美術の著作物 : _____
建築の著作物 : 芸術的な建築物
地図、図形の著作物 : 地図、設計図、立体模型など
映画の著作物 : _____
写真の著作物 : 写真、グラビアなど
プログラムの著作物 : _____

イ 「二次的な著作物」

一つの著作物を「原作」とし、新たな創作性を加えて作られるもの

ウ 「創作的な組合せ」によって創られる「編集著作物」と「データベースの著作物」
_____のような「編集物」は、「全体」としても
「編集著作物」として保護されます。

2 著作者

著作者とは、「_____」のことです。

③「映画の著作物」の著作者

「映画の著作物」については、「_____」、「_____」、「撮影監督」、
「美術監督」など、映画の著作物の「全体的形成に創作的に寄与した者」が著作者となります。

3 権利の内容

①「著作者人格権」と「著作権（財産権）」

権利を得るための手続は、_____。

「著作者人格権」は、著作者が精神的に_____するための権利であり、創作者としての感情を守るためのものであることから、これを譲渡したり、相続したりすることはできないとされている。

「著作権（財産権）」は、土地の所有権などと同じ様に、その一部又は全部を_____
_____することができます。

②「著作人格権」の具体的な内容

ア _____権

イ 氏名表示権

ウ _____

4 保護期間

「著作権（財産権）」の保護期間は、著作者が著作物を「創作したとき」に始まり、原則として著作者の「生存している期間」＋「死後_____年間」です。

著作権講座（デジタルデータの扱い）ワークシート

4画面を用いて、物語を作成しましょう。

テーマ：春、夏、秋、冬（四季）、他

- ・画面構成や文字など自分で工夫する。
- ・春をテーマにイメージを作成してもよい。
- ・四季をテーマに構成してもよい。
- ・物語の語りの部分も作成する。
- ・写真や画面を転載したときは、転載した写真の著作者（写真の番号）をメモしておく。

< 1画面目のサンプル >



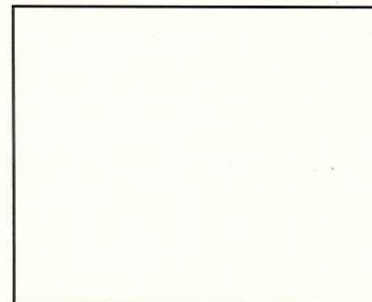
[操作方法]

- ①PowerPointを起動する。
- ②サンプルを利用するときは、サーバーTの「著作権」フォルダの中にある。
- ③写真を利用するときは、サーバーSの「クラス」のフォルダの中の「共有」の中に写真がある。

どのような物語を作成しますか。

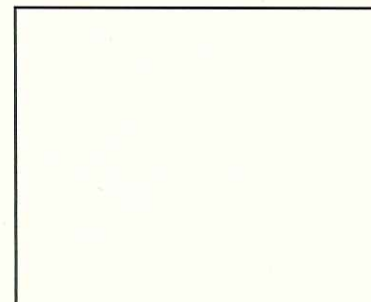
イメージをラフスケッチしましょう。また、必要な写真を想定しましょう。

[1画面目]



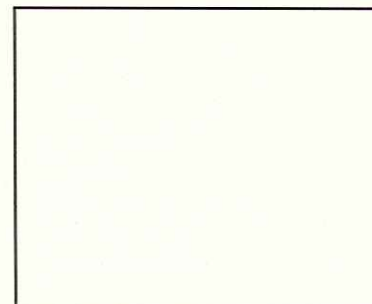
どのような写真が必要？

[2画面目]



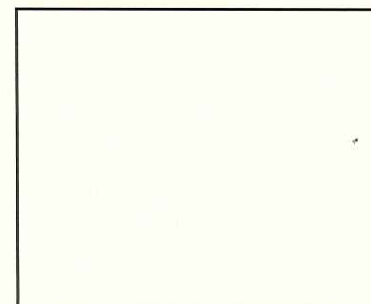
どのような写真が必要？

[1画面目]



どのような写真が必要？

[2画面目]

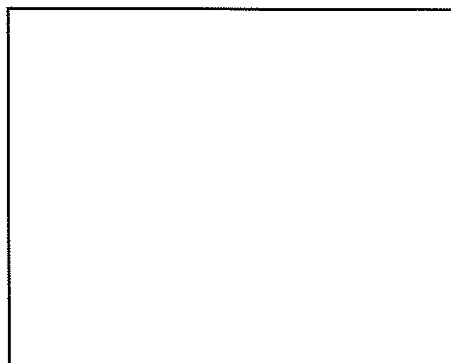


どのような写真が必要？

<画面レイアウト>

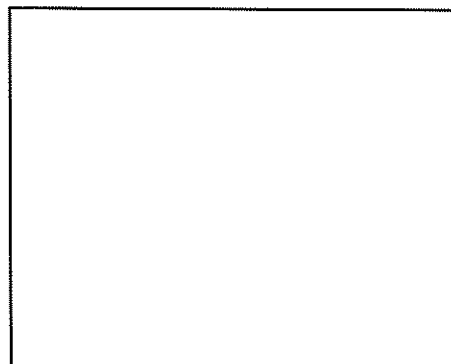
1 年 組 番 氏名

[1 画面目]



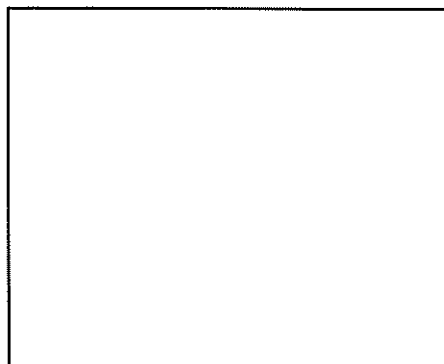
写真や他の人のデータ、スライドを転載したか？ はい いいえ
転載した場合、著作者の氏名（ファイル名）
転載したデータを修正しましたか？ はい いいえ
修正した場合、修正点を記入しましょう。

[2 画面目]



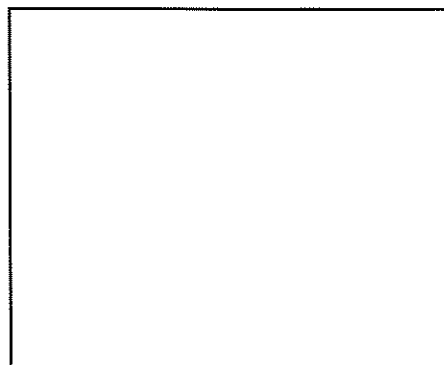
写真や他の人のデータ、スライドを転載したか？ はい いいえ
転載した場合、著作者の氏名（ファイル名）
転載したデータを修正しましたか？ はい いいえ
修正した場合、修正点を記入しましょう。

[3 画面目]



写真や他の人のデータ、スライドを転載したか？ はい いいえ
転載した場合、著作者の氏名（ファイル名）
転載したデータを修正しましたか？ はい いいえ
修正した場合、修正点を記入しましょう。

[4 画面目]



写真や他の人のデータ、スライドを転載したか？ はい いいえ
転載した場合、著作者の氏名（ファイル名）
転載したデータを修正しましたか？ はい いいえ
修正した場合、修正点を記入しましょう。



今回の実習を通して、著作権について考えてみましょう。

- 1 あなたの作成した著作物はなんですか。（著作物）

- 2 あなたが作品を創る上で利用したもの、引用したもの（写真、スライド等）はありますか。それはどこで手に入れましたか。また、そのものの著作権はだれですか。

[利用したもの]

① _____ (著作者)

② _____ (著作者)

- 3 今回利用したもの（写真、スライド等）は、利用する上で許諾を得て利用しましたか。また、インターネットを利用した場合は、利用する上での注意事項があれば書きましょう（注意事項を確認しなかった場合は、確認していないと答えてください）。

- 4 今回の作品のテーマと概要、セールスポイントを書きましょう。

[テーマ]

[概要、セールスポイント]

- 5 今回の実習を行った感想を書きましょう。

情報モラルと知的財産権

教科書P.54～55
P.134～135
実習ノート P.38～39

内容

- 知的財産権について(教科書)
- 著作権実習(フラッシュを利用した実習)

知的財産権

- 産業財産権(工業所有権)
_____など「ものづくり」の分野で発生。
_____に申請し、登録された段階で権利が発生する。
- 著作権
学術的、_____権利が発生し、申請・登録の
_____はない。(無登録主義)
原則として有効期限は・・・
創作した時点から創作者の死後_____年間

産業財産権の種類 【カッコは有効期限】

- 特許権(_____ 年)・・・発明に対する権利。
- 実用新案権(_____ 年)・・・物質の形状・構造な
どの考案
- 意匠権(_____ 年)・・・製品のデザインや模様・
色彩など
- 商標権(_____ 年ただし更新すれば無期限)
・・・商品・サービス名やロゴタイトルなど

著作物

- その人の思想や感情が独自に表現されたもの
(_____ は著作物ではない!!)
- ①言語 ②音楽 ③ _____・無言劇 ④美術
- ⑤ _____ ⑥ _____・図形 ⑦映画 ⑧写真
- ⑨コンピュータ・プログラム
- ⑩二次的著作物 ⑪ _____
- ⑬データベース

著作者の権利(P.134～135)

- ① _____・・・著作者のみの権利で譲渡したり、
相続したりできない。
- ② _____・・・財産的な意味のもので、
- ③ _____一部または全部譲渡したり相
続したりできる。
- ④ _____・・・著作物の創作者でないが、著作物の
伝達に重要な役割を果たす実演家、レコード製
作者、放送事業者などに認められた権利。

情報モラルと知的財産権

教科書P.54～55

P.134～135

実習ノート P.38～39

内容

- 知的財産権について(教科書)
- 著作権実習(フラッシュを利用した実習)

知的財産権

- 産業財産権(工業所有権)
工業製品など「ものづくり」の分野で発生。特許庁に申請し、登録された段階で権利が発生する。
- 著作権
学術的、芸術的な創作物に権利が発生。
創られた時点から権利が発生し、申請・登録の必要はない。(無登録主義)

産業財産権の種類 【カッコは有効期限】

- 特許権(20年)・・・発明に対する権利。
- 実用新案権(5年)・・・物質の形状・構造などの考案
- 意匠権(15年)・・・製品のデザインや模様・色彩など
- 商標権(10年ただし更新すれば無期限)
・・・商品・サービス名やロゴタイトルなど

著作物

- その人の思想や感情が独自に表現されたもの
(アイデアは著作物ではない!!)
- ①言語 ②音楽 ③舞踊・無言劇 ④美術
- ⑤建築 ⑥地図・図形 ⑦映画 ⑧写真
- ⑨コンピュータ・プログラム
- ⑩二次的著作物 ⑪編集著作物
- ⑬データベース

著作者の権利(P.134～135)

- ① 著作者人格権・・・著作者のみの権利で譲渡したり、相続したりできない。
- ② 著作権(財産権)・・・財産的な意味のもので、一部または全部譲渡したり相続したりできる。
- ③ 著作隣接権・・・著作物の創作者でないが、著作物の伝達に重要な役割を果たす実演家、レコード製作者、放送事業者などに認められた権利。

これからの実習

- フラッシュによる著作権講座・・・レポート入力
- デジタルカメラを利用した物語作成
・・・PowerPointで4枚スライド作成



生徒が取り組んだ内容

	内 容	1組	2組	3組	4組	5組	6組	7組	合計
1:	買ったものはオレのもの？(著作権とは)	36	36	40	35	40	39	37	263
2:	ホームページは誰のもの？(Webの著作権)	4	10	12	9	5	9	10	59
3:	アニメのキャラをつかいたい(複製)	7	8	7	13	7	4	10	56
4:	許可を得なくていいとき(著作権の制限)	1	3	1	1	0	0	6	12
5:	無断で公開しないでよ(利用の許諾)	0	2	2	1	4	2	5	16
6:	著作権を侵害されたら(罰則)	0	3	3	0	4	0	1	11
7:	あの曲を演奏しようぜ(演奏上演)	13	15	6	10	13	12	11	80
8:	引用するってどんなこと(引用)	5	2	2	2	1	5	0	17
9:	無料なら配っていいの？(音楽配信)	3	7	5	0	6	5	2	28
10:	補償金を支払ってるんだよ(補償金制度)	0	0	0	1	1	2	0	4
11:	フリーでダウンロードしていいよ(自由利用マーク)	0	0	0	2	4	3	0	9
12:	カメラで撮るのはまずいよね(カメラ付き携帯電話)	2	2	7	1	2	4	3	21
13:	ファイル共有ソフトの悪用(送信可能権)	4	0	0	1	2	3	1	11
14:	昔の絵画の著作権(保護期間)	1	0	3	1	1	0	0	6
15:	データはOK。グラフはだめよ？(著作物性)	0	0	0	1	0	0	0	1
16:	これは私の著作物なの？(二次著作物)	0	0	0	1	1	0	1	3

全員、1番で練習させてから、次の番号を選択させた。

- ①7番を学習した生徒が多かった
- ②ワークシートが複雑な場合、選びなおした生徒もいた。

1. 教材の事例について

(1)この事例で「著作物」にあたるものは何か。

著作物 写真集に載っている写真

著作物の種類 写真

(2)この事例に関して問題点と考えられるものは何か。

問題点	対策・気をつける点
勝手に写真集の写真を使ってポスターを作成した。	著作権を持っている人に許可を得る。
写真集を買ったのが自分なので、どう使おうが自由だと思っている。	本を買っても、作品の権利まで買ったことにならないのをちゃんと理解しておく。
写真集の写真の文字を消して、違う文字を新たに入れている。	勝手に作品をいじらないようにする。

考察1 この事例に近い体験や見聞きしたことがあれば概要を書こう。

・体験 ポスターにキャラクターを描こうとした。

・そのときの結果 先生に「著作権があるから…」と言われ使わなかった。

考察2 このケースの場合、どのようにすれば問題とならなかったのかを考えてみよう。

作品に手を加える前に、作品をどうゆうふうに使うかなど、細かいところまで話し合い、
著作者の許可を得ておけば良かった。

2. それぞれのコンテンツと、許諾を得る相手を調べてみよう。

コンテンツ例	権利者(許諾先)	許諾の方法(書面・Web等)
芸能人の写真	出版社	書面
音楽 CD の音源	出版社	書面
楽曲の入ったプロモーションビデオ	出版社・アーティスト	書面

1. 教材の事例について

(1)この事例で「著作物」にあたるものは何か。

著作物 写真・楽曲

著作物の種類 写真の著作物・音楽の著作物

(2)この事例に関して問題点と考えられるものは何か。

問題点	対策・気をつける点
オフィシャルサイトで使用されている写真を、無断で自分のホームページで使った点。	他のホームページで使用されている写真を無断で使ってはいけない。また、使用する場合は、その写真の制作会社、撮影者、ホームページの制作会社などの許可が必要である。
レコード会社のサイトで無料視聴できる曲を、無断で自分のホームページで使った点。	他のホームページで使用されている楽曲を無断で使ってはいけない。また、使用する場合は、その楽曲のレコード会社、作曲者、ホームページの制作会社などの許可が必要である。
私的なホームページであり、営利目的はないのにダメなのかということについて。	たとえホームページを作っている本人はそのつもりがなくても、著作物自体の使用は許可なしにはできない。

考察1 この事例に近い体験や見聞きしたことがあれば概要を書こう。

・体験 友達のホームページが友達友達のホームページとすごく似ていた。

・そのときの結果 軽くけんかをしていた。

考察2 このケースの場合、どのようにすれば問題とならなかったのかを考えてみよう。

ホームページを作る際に相手にことわっておくか、参考にすることで自分のオリジナルのホームページにすれば良かったと思う。

2. それぞれのコンテンツと、許諾を得る相手を調べてみよう。

コンテンツ例	権利者(許諾先)	許諾の方法(書面・Web等)
芸能人の写真	制作会社	書面
音楽CDの音源	レコード会社	書面
楽曲の入ったプロモーションビデオ	制作会社	書面

1. 教材の事例について

(1)この事例で「著作物」にあたるものは何か。

著作物 アニメのキャラクター(絵) 著作物の種類 美術の著作物

(2)この事例に関して問題点と考えられるものは何か。

問題点	対策・気をつける点
著作権者の許可なくTシャツのデザインに使おうとしたこと。	著作権者に許可を得る。
手で書き写そうとした。	著作者に許可を得る。 (個人的に楽しむのは良い。)

考察1 この事例に近い体験や見聞きしたことがあれば概要を書こう。

- ・体験 キャラクターの絵を勝手に使用して商品を作った。
- ・そのときの結果 著作権の侵害で訴えられた。

2. 著作権法の条文を検討しよう(事例に関係する箇所の下線を引く)

著作権法 30 条 (私的使用のための複製)

著作権の目的となっている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合
- 二 技術的保護手段の回避により可能となり、又はその結果に障害が生じなくなった複製を、その事実を知らながら行う場合

考察2 「アニメのキャラクター」の具体例を1つあげ、それを使いたいとき、誰に許可を求めればよいかを考えよう。

- ・キャラクターの例:ミッキー
- ・許可を求める相手:ディズニー

1. 複製が認められる図書館はどのような図書館ですか？ 調べて記入してみよう。

勉強や研究のために必要な資料がある公立の図書館

図書館自身の責任によって、利用者のためのコピーを行っている図書館

2. 許可を得ないで著作物を使用できるのは、どのようなときですか？ 調べて記入してみよう。

またその場合に注意しなければいけないことがあれば、あわせて記入しよう。

許可を得なくてもよいとき	気をつける点
図書館などで資料の一部がほしいときに、 図書館に申し込んでコピーしてもらう。	公立の図書館でやる。 会社内の図書館ではできない。
授業で発表をしたりするときに、本や新聞の 文章・図をコピーしてクラスに配布する。	著作権者の利益を害さない場合。
観客から料金をとらないときは、上演や演奏を することができる。	出演者などが、無報酬であること。
個人的に利用するとき、著作物を複製できる。	デジタル方式の録音(録画)機器などを使って 複製するときは、著作権者に補償金を払う。
新聞や雑誌の時事問題に関する論説を、 他の新聞、雑誌に掲載できる。	「転載禁止」の表示がないとき。

3. 次の各問に答えましょう。

- (1) 許可を得ないで著作物を使用している例を見たり聞いたりしたことがありますか？

○ある ・ ない

- (2) それは許可を得ないで使用してもよい事例でしたか？ いずれかに○をつけましょう。

○許可を得なくてもよい事例 ・ 許可を得るべき事例

- (3) どのような事例が具体的に記入し、著作権法上、問題がなかったかどうかをまとめてみよう。

夏休みに保健の宿題で必要になった新聞を、図書館でコピーしてもらった。

公立図書館だったし、ちゃんと申し込んでやってもらったので、著作権上問題はなかったと思う。

1. 場面1～4で問題となる行動がいくつかあります。問題となっている点とその解決方法についてまとめてみましょう。

問題点	解決方法
ビデオに映すように許可を取っていない	事前に映す対象の人に許可を取る
許可もなく取ったビデオをホームページに載せた	インターネットで載せてもいいように許可を取る
著作権隣接権	バンドの演奏者などの実演家にも許可を取る

2. 撮影した画像や映像について個人で楽しむ場合と公開する場合について考えよう。

- (1) 個人で管理する場合の手続きや問題点

勝手に公開しないように注意する

- (2) 公開する場合の手続きや問題点

その楽曲に携わった人すべてに事前に許可を取る

3. 著作権隣接権と肖像権について Web ページで調べた事をまとめなさい。

音楽で歌唱や演奏に関わった人に生じる権利が著作権隣接権で、

撮影で映されている人に生じる権利が肖像権。無断公開された場合、むやみに公開しないよう主張したり、経済的な請求ができる。

4. このアニメーションのような問題が起きないようにどのような手続きが必要であったかまとめなさい。

バンドに関わった人すべてに撮る許可を取り、ホームページに載せる際にもまた許可を取る。

1. 教材の事例について

(1)この事例で「著作物」にあたるものは何か。

著作物 イラスト

著作物の種類 美術

(2)この事例に関して、被害を受けた人が行える対処方法にはなにがあるか。

対処方法	その効果, および, 問題点や気をつける点
差止請求	作品を無断で使用・公表している人に対してその行為をやめさせることができる。
損害賠償の請求	無断で使用されたことによって損害を受けた場合は直接、相手が応じなければ裁判所に訴え判断してもらい、相手に損害賠償を請求できる。
告訴	警察に告訴して刑事事件として上げられれば裁判所で判断され、判決によっては無断使用者に懲役5年以下または500万円以下の罰金が課せられる。

考察1 この事例に近い体験や見聞きしたことがあれば概要を書こう。

・体験 特になし

・そのときの結果

2. 著作権法の条文を検討しよう (事例に関係する箇所の下線を引く)

第112条(差止請求権) 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第119条(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害した者

第121条 著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物(原著作物の著作者でない者の実名又は周知の変名を原著作物の著作者名として表示した二次的著作物の複製物を含む。)を頒布した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第123条 第119条、第120条の2第3号及び第4号並びに第121条の2の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

考察2 不正な利用を防止するために、どのような予防対策をとればよいかを考えよう。

簡単に利用されてしまう場所に著作物を公表しないようにする。

1. 教材の事例について

(1)この事例で「著作物」にあたるものは何か。

著作物 ホームページのイラスト 著作物の種類 美術の著作物

(2)この事例に関して、被害を受けた人が行える対処方法にはなにがあるか。

対処方法	その効果, および, 問題点や気をつける点
差し止め請求	著作権を侵害したホームページの運営停止や、イラストの無断転載を止めさせることができる。

考察1 この事例に近い体験や見聞きしたことがあれば概要を書こう。

- ・体験 自分がよく行っているホームページのイラストが、他のホームページで使われていた。
- ・そのときの結果 無断転載したホームページは、運営停止となった。

2. 著作権法の条文を検討しよう（事例に関係する箇所の下線を引く）

第112条(差止請求権) 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第119条(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害した者

第121条 著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物(原著作物の著作者でない者の実名又は周知の変名を原著作物の著作者名として表示した二次的著作物の複製物を含む。)を頒布した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第123条 第119条、第120条の2第3号及び第4号並びに第121条の2の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

考察2 不正な利用を防止するために、どのような予防対策をとればよいかを考えよう。

ホームページに、「転載したら法的措置をとる」のような一文を載せておく。

(1)この事例で「著作物」にあたるものは何か。

著作物 音楽の著作権

著作物の種類 楽曲及び楽曲を伴う歌詞

(2)この事例に関して問題点と考えられるものは何か。

問題点	対策・気をつける点
楽譜をコピーすること	コピーした楽譜が後に残ってしまうから許可をとるか印刷せずに買った楽譜のみでやる
客からお金を取り報酬をもらって他人の曲を演奏すること	オリジナルの曲をやる。客から金を取らず自分たちも報酬をもらわないで演奏する

考察1 この事例に近い体験や見聞きしたことがあれば概要を書こう。

・体験 あるバンドの人が違うアーティストの曲を無断で演奏した

・そのときの結果 無断で演奏したアーティストが一部から批判された

2. 著作権法の条文を検討しよう (事例に関係する箇所の下線を引く)

(複製権)

第21条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(上演権及び演奏権)

第22条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として(以下「公に」という。)上演し、又は演奏する権利を専有する。

(私的使用のための複製)

第30条 著作権の目的となつてゐる著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

(営利を目的としない上演等)

第38条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

1. 教材の事例について

(1)この事例で「著作物」にあたるものは何か。

著作物 専門書 著作物の種類 その作品の一節

(2)この事例に関して問題点と考えられるものは何か。

問題点	対策・気をつける点
送られてきた手紙の内容を文章に使いたい。	手紙の送り主に許可を得る。
作文に調べた結果を入れたい。	答えとして必要な部分と必要でない部分とを分け、必要でない部分は書かない。
大切な部分を括弧で強調する。	強調したい部分が作品の引用である場合、その著作者か団体に許可を得る。

考察1 この事例に近い体験や見聞きしたことがあれば概要を書こう。

- ・体験 作詞に挑戦した歌手が手がけた歌詞が以前発売された曲と歌詞が一緒だった。
- ・そのときの結果 事務所の方で、盗作をした歌手を解雇した。

2. 著作権法の条文を検討しよう (事例に関係する箇所を下線を引く)

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

考察2 「引用」するときの適切な方法をまとめよう。

作品をコピーするのではなく、自分の言葉で述べる。

もしその作品を参考に物事を考えていく、という場合はちゃんとその著作者や団体に許可を得る必要がある。

1. 教材の事例について

(1)この事例で「著作物」にあたるものは何かを記入しよう。

著作物 着信メロディー

著作物の種類 音楽の著作物

(2)この事例の問題点は何かを記入しよう。

問題点	対策・気をつける点
勝手に曲の着信メロディーをつくってそれを人にあげること。	気をつける点 ・ 他人が著作権をもっている音楽を電子ファイルにして、着信メロディー用にインターネット上で送信する場合は著作権者の許可が必要だから勝手に送信しない。 対策 ・ もしインターネット上で公開しようとするならば、たとえ営利目的でなくても、個人的な利用とは認められないため、配信サービス事業者と同様の手続きをとることが必要。
	* CD から音楽の電子ファイルにした場合は作詞、作曲家、実演者、事業者も著作権隣接権をもっているので実演者、事業者にも許可が必要となります。

考察1 この事例に近い体験や見聞きしたことがあれば概要を書こう。

・体験

・そのときの結果

考察2 このケースの場合、どのように行動すれば問題とならないのかを考えてみよう。

ちゃんと著作権者に許可をもらってから使う。それができなければ使わない。

2. 応用問題

Bさんはベートーベン(1770-1827)の交響曲第5番(運命)の着信メロディを作成した。このデジタルデータをインターネット上で公開し配信するにあたって必要な手続きとその理由を答えよう。

著作権者に許可を得る。著作権者の死後も人格的利益を損なう行為は、一定の範囲で禁止されている。

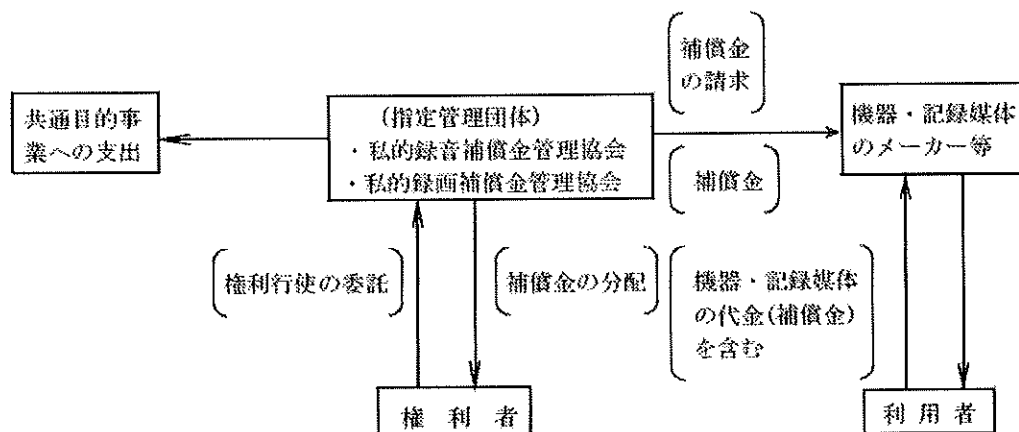
1. あなたは、BはAにコピーしてあげてもいいと思いますか？また、そのように考える理由はなぜですか？
BはAにコピーしてあげても(だめ)。

【理由】

法律に違反されており、作者に経済的影響を与えるから。

2. 私的録音録画補償金制度の仕組みについて

私的録音録画補償金の徴収及び分配の概要



(著作権テキスト:文化庁 2004より)

3. 次の各問に答えましょう。

- (1)この事例のように、友だちにコピーをしてあげるケースはありましたか？

○ある ・ ない

- (2)その際、著作権者への影響について考えたことはありましたか？

ある ・ ○ない

- (3)私的録音補償金制度についての、自分なりの考えをまとめてみよう。

CDを録音するだけで、権利者にお金を払ったりとてもめんどくさいシステムでちゃんと理解していないと、大変なことになるとわかった。

1. 著作物の配布について

(1) 次の自由利用マークについて調べなさい。

種 類	説 明
 コピー OK	一定の範囲であればコピーの許可を求めなくてもOK
 障害者 OK	障害者のための利用であれば許可を求めなくてもOK
 学校教育 OK	学校教育のための利用であれば許可を求めなくてもOK

考察1 なぜ自分の作品を無料で公開することがあるのか、自分の考えを書いてみよう。

例えば、自分で作っているHP。何も絵がないとつまらないので、著作権のない自分の絵を公開する。____
誰からも許可を得ずに利用することができるので楽で簡単。_____

(2) 海外では著作権の放棄ができるかどうか調べてみよう。

2. ソフトウェアについて

(1) 以下の示すソフトウェアの種類について説明を書きなさい。

種 類	説 明
パッケージソフト	
フリーウェア(フリーソフト)	どのように利用してもいいわけではない。どのような利用であれば許すかということを明確にしておかないと問題が起きることがある。
シェアウェア	

(2) 上記以外の条件で流通するソフトウェアの種類を調べなさい。

1. 書店で書籍や雑誌を購入せずに撮影することについて

(1) この行為によってどのような問題点があるか考えてまとめてみよう。

他人が著作権を持っているものをコピーするときは、その権利を持っている人の許可が必要だから許可を得ないで撮影した場合は著作権の侵害にあたる。 _____

(2) ある書店で5人が、ある地域の書店で10人が、ある県で100人が、全国で10000人が必要な情報のみカメラで撮影し、600円の雑誌を購入しないと想定した場合の損害額を計算してみましょう。

6069000 円 _____

2. 携帯電話のカメラ機能について

(1) カメラで撮影するときにどんな点に注意する必要があるか、考えてみよう。

撮影したものを個人的なことに使用する場合はまだしも、その画像を使って利益を得る場合は権利者の許可を得る必要がある。また、個人で使用する場合もマナーを考えて撮影したほうがいい。 _____

(2) 携帯電話のカメラでは、撮影するときに必ずシャッター音がつくようになりました。なぜこのような措置がとられるようになったか、考えてみよう。

盗撮などのカメラ付きケータイを使った犯罪が増えたから。 _____

1. ファイル共有ソフトについて

(1) ファイル共有ソフトとはどのような機能があるかまとめてみよう。

いつでも音楽が無料で手に入り、それを世界中の人と交換できたりする。_____

(2) ファイル共有ソフトを使うとどのような問題が起きるかまとめてみよう。

著作権違法になる。また、多くの人がファイル共有ソフトを使ってしまうと、製作会社の利益に大きな影響がでる。_____

2. 著作権、著作隣接権について

(1) CD に録音されている音楽を例にまとめてみよう。

種 類	説 明
著作権	CD に録音されている音楽は著作物であり、それを作詞、作曲した人が著作権を持っている。
著作隣接権	その音楽を演奏したり歌を歌ったりすることを「実演」といい、演奏家や歌手が実演に関する著作隣接権をもっている。

(2) インターネットで音楽を配信する場合、どのような手続きが必要かまとめてみよう。

曲・詩の作者や演じた人、音楽を作った人から許可をもらうことが原則である。_____

3. ファイル共有ソフトで起きた裁判や判例について調べてみよう。(発展的な課題)

警察署や大きな会社から情報が流出した。_____

1. ファイル共有ソフトについて

(1) ファイル共有ソフトとはどのような機能があるかまとめてみよう。

ソフトの利用者同士で電子ファイルを自動的に探して提供しあうことができる。

それを利用していろんな曲などが無料で手に入る

(2) ファイル共有ソフトを使うとどのような問題が起きるかまとめてみよう。

著作権の侵害

電子ファイルをもらうだけのつもりでも、受け取った電子ファイルが送信できる状態になり、世界中の人がそのファイルを共有することになってしまう。そうすると音楽や CD の製作・販売に大きな影響を与えることになる。

2. 著作権、著作隣接権について

(1) CD に録音されている音楽を例にまとめてみよう。

種 類	説 明
著作権	その音楽を作詞、作曲した人が所有していて、他人がこれらの音楽を電子ファイルにしてインターネット上で送る場合は権利を所有している人の許可を得なければならない。
著作隣接権	その音楽を演奏したり歌を歌ったりすることを「実演」といい、演奏家や歌手が実演に関する著作隣接権を所有している。

(2) インターネットで音楽を配信する場合、どのような手続きが必要かまとめてみよう。

権利を所有してる団体に問い合わせる許可を得るか、出版社などを通じて連絡をとってもらい作者から許可を得る。

3. ファイル共有ソフトで起きた裁判や判例について調べてみよう。(発展的な課題)

Winny の製作者逮捕など

1. 昔の人が描いた絵の著作権は誰にあると思いますか？

著作権は、著作者が死亡してから 50 年を経過すると消滅するが、著作者が亡くなっている場合は、その遺族が権利を相続していたり、著作者が生きている時代に、その権利を譲り渡していたりする場合もあるので、いずれにしても関係者に連絡をして許可を得なければならない。

2. 昔の人が描いた絵の著作権が永遠にあるとしたら、どのような影響が出ると思いますか？ 思いつくかぎり、リストアップしてみよう。

歴史の教科書や、美術の教科書に載せられず、文化の発展を妨げることになる。

鑑賞などの娯楽が減る。楽しめなくなる。

その絵を描いた手法が衰退していつてしまう。また、その手法が進化しない。

いつの時代も全時代の作品に影響を受けて、才能が芽生えたりするので 著作権があったままではその才能が開花しない気がする。

3. 著作権の「保護期間」について、文化資産の共有という観点から、自分なりの考えをまとめてみよう。

私は妥当な期間だと重います。なぜなら、許可すれば著作者が生きている時でも使えるし、亡くなくても遺族の方に許可を取ればよい話なので 50 年はさほど苦痛ではないと思います。

けれど、そのすばらしい作品をずっと著作権の保護の対象にしていると、その作品を鑑賞する機会が減り、文化の発展を妨げになると思います。このような後世に残る作品は文化資産として みなで共有してこそ生きてくるものであり、著作者が無くなった後ずっと保護するのは、その持ち味を霞ませるものと私は考え、それこそ、作者の意に反していると感じました。

1. 教材の事例について

AさんとBさんの言い分で、どちらが正しいと思いますか、あなたの考えを書きましょう。理由も書いてください。

私は、Bさんの意見が正しいと思う。_____

データは、調べてあるものは絶対に変わらないけど、グラフはたくさん種類があるし、_____

作った人によって形や表示方法に大きな違いが出るため。_____

公開するのであれば、自分で作ったグラフを使うべきである。_____

使うのなら、出版社に申請するなどしてから載せたり、使ったりすべき。_____

考察1 著作権法の条文を検討しよう (事例に関係する箇所に下線を引く)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

(著作物の例示)

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

二 音楽の著作物

三 舞踊又は無言劇の著作物

四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

五 建築の著作物

六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

七 映画の著作物

八 写真の著作物

九 プログラムの著作物

2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

考察2 次のものは著作物として認められますか。○×をつけてください。

インターネットの URL

地図帳にのっている地図

新聞のコラム

新聞の訃報記事

×

○

○

×

1. あなたは、友だちが文献等で、調査し、まとめた資料を借りたことはありますか？また、それは、著作権法上で言うところの「私的利用」の範囲内であると言えますか？

私的利用の範囲内だと言える。 友達が文献等でまとめた資料は、創作的な表現行為を加えたもので、
個人の勉強のためにやったことであり、その二次的著作物の著作権者の許可を得ていれば、私的利用の範囲内だと言える。

2. 新聞記事等をまとめた資料は誰に著作権があると思いますか？自分の考えを書こう。

新聞記事の場合は、新聞社にその権利がある場合もあるし、学者の投稿文であったり、専門家や評論家の書いた文だったりするので、その人たちに著作権がある場合もあると思う。その資料を元に創作的な表現行為を加えてまとめあげた物は二次著作物になり、これをつくる場合も、元の資料の著作権者に許可を得なければならぬと思う。 したがって、新聞記事等をまとめたものの著作権は、私的利用の例外が認められないかぎり、元の資料を作った人にあると思う。

3. 二次著作物を友人等に、配布する場合について、以下の質問に答えましょう。

- (1) 友人等に配布することは私的利用の範囲内ですか？

私的利用の範囲内 ・

- (2) 二次著作物の著作権者の了解が必要ですか？不必要ですか？

必要 ・

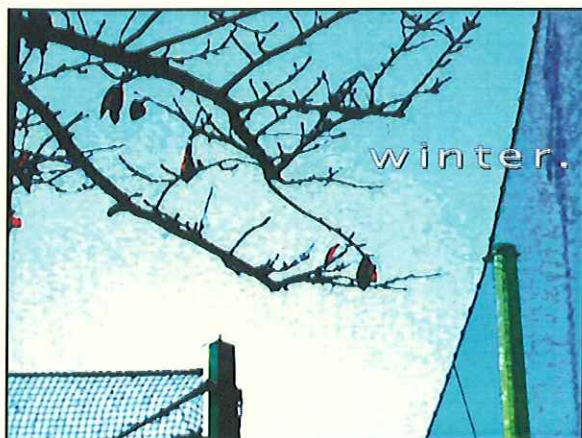
- (3) 一次著作物の著作権者の了解が必要ですか？不必要ですか？

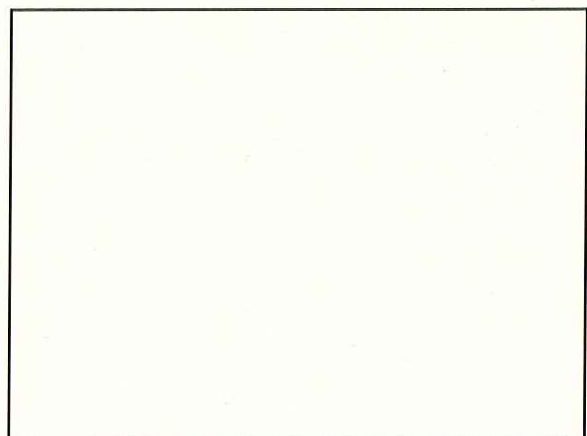
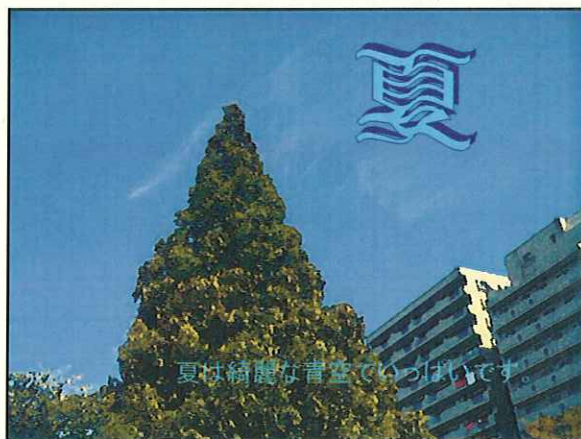
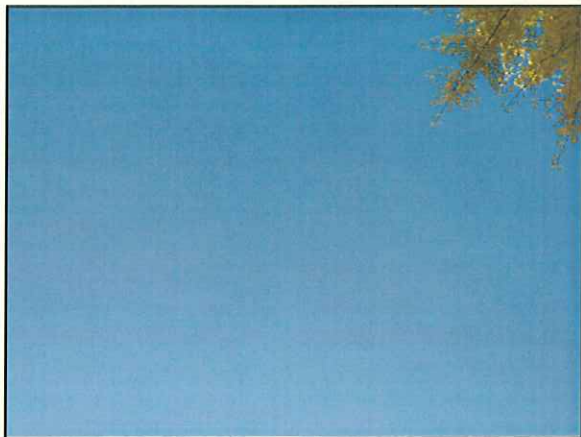
必要 ・

(3) 教科の学習等で、調査し、まとめた物を、授業外で配布したり、インターネット上に公開する場合は、どのような手続きが必要かを考えてみよう。また、著作権者に許諾を取る際には、どのような説明をする必要があるかを考えてみよう。

その教科を教えてくれた人に許可を取り、ちゃんとした目的を伝える事が必要だと思う。

著作権者の許可をとるためには、著作権者の人格権を守る必要があるし、どのような目的でどのようにして使用するかを明確に説明する必要がある。













夏

秋



冬

